

2021年6月10日

株主各位

広島市西区己斐本町三丁目12番39号  
ドリームベッド株式会社  
代表取締役社長 小出 克己

### 第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

敬具

#### 記

1. 日 時 2021年6月28日（月曜日）午前10時
2. 場 所 広島市西区己斐本町三丁目12番39号  
当社本社ビル3階会議室
3. 目的事項  
報告事項 第64期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容及び  
計算書類の内容報告の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## ドリームベッド株式会社 第 64 回定時株主総会開催・運営に当たって

当社は、2021年6月28日（月曜日）午前10時より、第64回定時株主総会の開催を予定しておりますが、同総会における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした対応について、下記のとおりご案内いたします。ご負担をお掛けすることとなり大変恐縮ですが、株主の皆様におかれましては、ご理解ならびにご協力賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

### 新型コロナウイルス感染予防対応に関するお知らせ

- ・新型コロナウイルス感染防止のため、ご健康状態によらず、極力株主総会当日のご出席につきましてはお控えくださいますようお願い申し上げます。
- ・会場受付付近にアルコール消毒液を配備いたします。また、ご来場の株主様はマスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で検温をさせていただきます。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・当社役員につきましても、感染拡大リスクの低減、及び会社の事業継続という観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席とさせていただく可能性がございます。また、株主総会出席役員はマスクを着用させていただきます。
- ・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催時間を短縮する観点から、議場における事業報告、計算書類の報告につきましては、簡潔なご説明とさせていただきます。

以上

# 第 64 期事業報告

## (2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで)

### 1. 株式会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、政府の経済対策等により一部に持ち直しの動きがあるものの、企業収益の減少や雇用情勢の悪化等先行きは不透明な状況のまま推移しております。

当社におきましては、家具販売店向けでは消費者の生活様式と購買動向の変化を背景とした家具・インテリアの需要が増加しているものの、商業施設向けでは訪日外国人の停滞や旅行等の自主規制により需要は低迷を続けており、物流コストや材料費の上昇等も見込まれる等依然として厳しい経営環境となっております。

このような環境下において、当社は、個人の巣籠り消費とも言われるインテリアへの高い関心に応えるべく付加価値の高い魅力ある商品開発に取組み、眠りにこだわりを持つブランド志向のお客様に対して製品を投入することで売上の確保を図るとともに、原材料の安定した購入、生産性向上、コスト削減に取組み利益の拡大に努めました。また、マットレス、ベッドフレーム、ソファ、寝装品等をお客様に提供することで、日常生活の中で楽しく快適な生活を支える社会的な役割を自認し、お客様に安全・安心な製品を安定して供給するため、従業員の感染防止策を徹底し事業活動を遂行しました。

こうした中で、当事業年度の業績は、売上高 8,976,131 千円（前期比 10.5%減）、営業利益 704,787 千円（前期比 45.3%増）、経常利益 730,208 千円（前期比 55.6%増）、当期純利益 521,503 千円（前期比 57.3%増）となりました。

なお、当期末の剰余金の配当につきましては、当期まで株式上場に向けた「経営基盤を確立する期間」と位置付けており、今後生産性の向上や新事業の展開に向けた投資を行うことにより、収益の安定性を高め、経営基盤の強化を図っていく必要があると考えていることから、無配とさせていただきます。株主様のご理解を賜りたく、お願い申し上げます。

販売経路別売上高の状況につきましては、次のとおりであります。

	第 63 期		第 64 期		前期比 (%)
	売上高 (千円)	構成比 (%)	売上高 (千円)	構成比 (%)	
家具販売店向け	7,121,323	71.0	7,071,618	78.8	99.3
商業施設向け	1,804,018	18.0	822,246	9.2	45.5
ショップ/ショールーム	665,544	6.6	700,816	7.8	105.3
ハウスメーカー向け	315,357	3.1	232,577	2.6	73.7
その他	128,508	1.3	148,874	1.6	115.8
合計	10,034,752	100.0	8,976,131	100.0	89.5

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	第61期	第62期	第63期	第64期
	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期 (当事業年度)
売上高 (千円)	9,235,269	10,204,587	10,034,752	8,976,131
経常利益 (千円)	559,938	503,414	469,275	730,208
当期純利益 (千円)	238,587	285,201	331,555	521,503
1株当たり当期純利益 (円)	124.36	148.66	164.26	161.39
総資産 (千円)	7,108,911	6,741,043	6,631,021	7,084,404
純資産 (千円)	2,592,180	2,860,155	1,666,464	2,205,276
1株当たり純資産 (円)	1,347.49	1,487.17	658.90	669.72

注1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数によって算出し、1株当たり純資産は期末発行済株式総数によって算出しております。また、小数点第2位未満は四捨五入で表示しております。

注2. 当社は2021年3月7日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。第61期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 対処すべき課題

① 「Serta (サータ)」の認知度向上

少子高齢化・人口減少に伴うマットレス市場の拡大余地が限られている環境認識の中で、当社がより一層の競争力強化を推し進めていくためには主力の「Serta (サータ)」ブランドの認知度をより向上させることが重要であり、下記で掲げる施策を通じてその認知度等の一層の向上に努めてまいります。

・「Serta (サータ)」ブランディング戦略

主力ブランドである「Serta (サータ)」の認知度を上げ、ブランド訴求が効く顧客層に対して、当社製品への興味を喚起するために、マーケティング施策を展開しております。「Serta (サータ)」におけるブランドイメージと国内生産における信頼を、家具販売店または当社のショップ/ショールームで体験、体感してもらうことで、さらなる購買層の拡大に努めてまいります。

・EC公認化

当社ホームページと得意先ECサイトを相互にリンクし、得意先ECサイト自体の信頼度を向上させることを目的に、当社による得意先ECサイトの公認化を進めてまいります。ECサイトを公認化することにより、ECサイトの信頼度向上のほか、ブランドイメージが統一化されるとともに、得意先側には顧客からのECサイトへのアクセスが増加することを見込んでおります。

また「Serta (サータ)」に興味を持つ顧客がサイトを通じて得意先のリアル店舗を検索し来店することで、業績への寄与を追求してまいります。

## ②ショールームの活用

マーケティング施策にて「Serta（サータ）」認知度を向上させていく中で、実際に顧客が当社製品を体験、体感できる場としてのショールームの活用が重要であると認識しております。

東京ショールームを旗艦店として増床することで、より多くの当社製品を展示し、購入を検討している顧客に対して体感できる機会を提供してまいります。

## ③生産性の向上

「Serta（サータ）」等のブランド認知度を高めるための諸施策を遂行していくにあたり、それを支える生産体制の整備が必要になると認識しております。上場時の調達資金を活用し、八千代第一工場を建て替え、これまで別棟で生産していた複数の生産ラインを1棟内に集約し、さらに同工場の設備をリプレースすることで、生産能力の向上及び生産効率の改善を目指してまいります。

## ④スリープテック（※）への取組み

当社の技術力、製品力、企画力及び提案力により、販売先や最終消費者からも支持されるマットレスは生み出されており、これが競争力の源泉の一つと考えております。一方で、昨今取り沙汰されている睡眠そのものへの科学的アプローチとして、スリープテックへの取組みが重要であると認識しております。

当社の商品企画部を中心とする開発に係る各部門により、情報収集から当社製品に対しての効果・課題等を抽出検証・分析したうえで、蓄積したデータに基づいた、顧客に対する推奨マットレスの提案が可能な新たな販売システムを構築してまいります。

（※）スリープテックとは、IT技術を活用して睡眠環境を計測、記録、分析することにより、睡眠の質を改善して快眠を促すことです。

## ⑤人材の確保及び育成

超高齢社会が進展している我が国において、当社の技術力、製品力、企画力及び提案力等の特徴を支える人材を、いかに継続的、安定的に雇用し定着させていくことができるかが課題であると認識しております。

積極的な新卒及び中途採用の促進、商品及び製品知識向上のためのマイスター研修や「ligne roset（リーン・ロゼ）」研修、トーク集を用いた営業研修、その他外部講師による研修等の各種研修制度の充実、毎週特定曜日をノー残業デーとする等の働き方改革への取組み、公平かつやりの持てる人事評価の整備等に取り組んでまいります。

## ⑥物流効率の向上

将来的な物流コストの上昇や運転手不足等に対して、物流効率の向上を図ることが重要であると認識しております。

運送会社との協力関係を強化し、安定的なロジスティクス体制を構築するための調査及び計画立案するとともに、現流通センターの自動化及び自動配送システムの構築を進めてまいります。

(4) 主要な事業内容

マットレス、ベッドフレーム、ソファ、寝装品等のデザイン開発、製造、販売

(5) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況

- ①本社 広島県広島市西区己斐本町三丁目 12 番 39 号
- ②営業所
  - 仙台営業所 (宮城県仙台市)
  - 北関東営業所 (埼玉県春日部市)
  - 南関東営業所 (神奈川県横浜市)
  - 金沢営業所 (石川県金沢市)
  - 名古屋営業所 (愛知県名古屋市)
  - 近畿営業所 (大阪府摂津市)
  - 広島営業所 (広島県広島市)
  - 四国営業所 (香川県高松市)
  - 福岡営業所 (福岡県福岡市)
- ③工場
  - 八千代第一工場 (広島県安芸高田市)
  - 八千代第二工場 (広島県安芸高田市)
  - 千代田工場 (広島県山県郡北広島町)
  - あさひ工場 (広島県広島市)
- ④流通センター
  - 北関東流通センター (埼玉県春日部市)
  - 八千代流通センター (広島県安芸高田市)
  - 千代田流通センター (広島県山県郡北広島町)

(6) 従業員の状況 (2021 年 3 月 31 日現在)

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
349 人	11 人増	45.2 歳	13.2 年

注. 上記従業員数の中には、パート、嘱託、派遣社員、契約社員 158 人は含まれておりません。

(7) 設備投資の状況

当事業年度においては、テント倉庫、ポケットコイリング等の生産性改善のための生産設備増強、ハンディ機器の購入及び管理システム等の導入 (ソフトウェア) 等による無形固定資産の取得に、154,440 千円を投入いたしました。(建設仮勘定を除く本勘定振替ベース)。

建物	テント倉庫	29,537 千円
機械及び装置	ポケットコイリング	51,393 千円
	ポケットコイリング	22,786 千円
工具、器具及び備品	ハンディ端末	8,208 千円
	ソフトウェア	在庫管理システム

(8) 主要な借入先、借入金額

借入先	借入額 (千円)
広島銀行	1,220,632
もみじ銀行	428,000
山陰合同銀行	295,000
商工組合中央金庫	248,000
百十四銀行	130,000

(9) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 上位 10 名の株主 (2021 年 3 月 31 日現在)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
ブルーインベストメント投資事業有限責任組合	700,000	21.26
株式会社広島銀行	655,240	19.90
ドリームベッド従業員持株会	388,000	11.78
株式会社もみじ銀行	265,640	8.07
渡辺 靖子	265,000	8.05
三宅 尚子	265,000	8.05
小出 克己	148,000	4.49
株式会社商工組合中央金庫	131,940	4.01
株式会社山陰合同銀行	100,000	3.04
光正 明義	50,000	1.52

注 1. 当社は、上記 2020 年 4 月 15 日開催の取締役会にて普通株式の交付と引換えに行う甲種種類株式の取得の決議に併せて、取得した甲種種類株式について、会社法第 178 条の規定に基づく自己株式の消却を行うことを決議しており、当該決議に基づき、2020 年 4 月 30 日に甲種種類株式 7,743 株の取得並びに消却を実施いたしました。

これにより、当社普通株式の発行済株式数は 164,641 株、甲種種類株式の発行済株式数は 0 株となり、自己株式は保有していません。

注 2. 2021 年 1 月 15 日開催の臨時株主総会決議に基づき、2021 年 1 月 15 日付で単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株としております。

注3. 2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年3月7日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。

注4. 2021年5月20日開催の取締役会にて、2021年6月22日を払込期日とする公募による募集株式の発行を決議しております。

注5. 2021年6月23日に東京証券取引所市場第二部への上場を予定しております。

#### (2) その他株式に関する重要な事項

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 12,400,000株 |
| ② 発行済株式総数    | 3,292,820株  |
| ③ 当事業年度末の株主数 | 35名         |

#### 3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 氏名、地位及び担当、他の法人等の代表状況

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
小出 克己	代表取締役社長		
光正 明義	専務取締役		
小田 慎二	取締役	営業統括本部長	
峰岡 道男	取締役	管理本部長	
高橋 浩幸	取締役	生産本部長	
三島 豊	取締役		株式会社ミシマホールディングス 代表取締役社長 三島食品株式会社 代表取締役会長
濱田 芳弘	取締役		濱田芳弘税理士事務所 所長 広島地下街開発株式会社監査役 広島高速道路公社監事
加藤 久明	常勤監査役		
竹本 隆亮	監査役		竹本隆亮税理士事務所 所長
福田 浩	監査役		弁護士法人あすか 代表社員

注1. 取締役三島豊氏及び濱田芳弘氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

注2. 監査役竹本隆亮氏及び福田浩氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

注3. 常勤監査役加藤久明氏は、1977年4月の入社以来約20年間にわたり、当社財務部に在籍して財務・会計に関する業務経験を積むことにより、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

竹本隆亮氏は、税理士として広範な専門知識と豊富な経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

注4. 取締役赤羽克秀氏は、2020年12月24日辞任いたしました。

- 注5. 取締役濱田芳弘氏は、2021年3月18日就任いたしました。
- 注6. 監査役福田浩氏は、2020年6月26日就任いたしました。
- 注7. 社外取締役三島豊氏が兼職する株式会社ミシマホールディングスならびに三島食品株式会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
- 注8. 社外取締役濱田芳弘氏が兼職する濱田芳弘税理士事務所ならびに広島地下街開発株式会社、広島高速道路公社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
- 注9. 社外監査役竹本隆亮氏が兼職する竹本隆亮税理士事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
- 注10. 社外監査役福田浩氏が兼職する弁護士法人あすかと当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、2019年6月27日開催の第62回定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が取締役三島豊氏、濱田芳弘氏及び監査役竹本隆亮氏、福田浩氏と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

### ① 取締役の責任限定契約

取締役は、会社法第427条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第423条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

### ② 監査役の責任限定契約

監査役は、会社法第427条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第423条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

## (3) 取締役、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額

役員報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (うち社外 取締役)	99,950 (5,750)	99,950 (5,750)	—	—	—	8 (3)
監査役 (うち社外 監査役)	14,400 (4,800)	14,400 (4,800)	—	—	—	3 (2)

注1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 2020年6月26日開催の定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額120,000千円以内（うち社外取締役分は年額1千万円以内）であります。

3. 2020年6月26日開催の定時株主総会決議による監査役の報酬限度額は年額30,000千円以内（うち社外監査役分は年額1千万円以内）であります。

(4) 報酬の算定方法に係る決定に関する方針

① 取締役の報酬に関する方針

取締役の報酬は、各事業年度における業績の向上及び中長期的な企業価値の向上に向けて職責を負うことを考慮し、職位別基準に基づき各取締役の役職に応じて、経営環境等を勘案して決定しております。

② 監査役の報酬に関する方針

監査役の報酬は、当社の業績により変動することのない報酬を監査役の協議により決定して、支給しております。

(5) 各社外役員の名活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	三島 豊	当事業年度開催の取締役会全15回に出席し、主に経営者の観点から、経営計画、事業戦略等について有益な発言を適宜行っております。
取締役	濱田 芳弘	2021年3月18日就任以降、当事業年度開催の取締役会1回に出席し、公認会計士として財務・会計に関する広範な専門知識と豊富な経験に基づき、適宜発言を行っております。
監査役	竹本 隆亮	当事業年度開催の取締役会全15回及び監査役会全15回に出席し、取締役会においては主に税理士として、広範な専門知識と豊富な経験を有しており、議案・審議等につき有益な発言を適宜行っております。
監査役	福田 浩	2020年6月26日就任以降、当事業年度開催の取締役会12回及び監査役会12回に出席し、弁護士として企業法務及び経営に関して、広範な専門知識と豊富な経験を有しており、議案・審議等につき有益な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬の額	21,750千円

注 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについての必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等

の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会

会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合、監査役会の同意を得たうえで、または下記の監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とする。

監査役会

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることを請求する。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

2019年8月9日取締役会において内部統制システムの基本方針を、また2019年10月10日に財務報告に係る内部統制の基本方針をそれぞれ制定しております。2021年3月18日取締役会において内部統制システム基本方針及び財務報告に係る内部統制基本方針の継続を決議致しました。

「内部統制システムの基本方針」

当社は、企業価値の継続的な向上を図りつつ、公正かつ社会から信頼される企業の実現を目指します。また、関連法規を遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則100条に基づき、次のとおり内部統制システムを整備し、適切に運用するとともに、その継続的改善に努めます。

(1) 当社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、「取締役会規程」等に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、又は報告を受けます。
- ② 取締役は、取締役会における決定事項に基づき、各々の管掌業務に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役に報告します。
- ③ 取締役は法令及び規程等を遵守し、適正に職務を行うことを、使用人に対して周知・徹底します。法令違反行為等があった場合は、「就業規則」に基づき適切に対処します。
- ④ 取締役会は、「リスク・コンプライアンス委員会」の設置・運営を通じて、当社におけるコンプライアンスの取り組みを統括し、コンプライアンス体制の充実を図ります。
- ⑤ 取締役会は、「内部通報規程」を制定し、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス体制を強化します。
- ⑥ 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、法令及び社内規程の遵守状況並びに業務の効率性等の監査を実施し、その結果を代表取締役社長（リスク・コンプライアンス委員長）に報告する体制を確立します。

- ⑦ 反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応します。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につきましては、「文書管理規程（機密文書の管理）」及び「経営機密情報管理規程」に従い、保存場所を定め、管理を行います。
  - ② 取締役及び監査役は、「文書管理規程」により、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。
  - ③ 情報セキュリティについては、情報セキュリティ管理規程に基づき、会社保有情報等の適切な活用・保全・運用に関し、情報セキュリティ管理体制を確立し、全社推進します。
  - ④ 個人情報・顧客情報管理規程並びに特定個人情報取扱規程に基づき、適切な情報の保護及び漏洩体制を徹底します。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 「リスク管理規程」をはじめリスク管理にかかわる規程を制定します。
  - ② 「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、横断的なリスクの状況の監視及び全社的対応を行います。各部門所管業務に付随するリスク管理は、各部門長が責任者となり執り行うこととします。
  - ③ 「安全衛生委員会」において、安全衛生教育及び定期的巡視点検等の実施により、リスクの未然防止を図ります。
  - ④ 内部監査室が内部統制の有効性を検証します。
  - ⑤ 財務報告の正確性と信頼性を確保するために、「財務報告に係る内部統制基本方針」に基づき、リスクの評価を行い、統制活動の実施状況を定期的に確認します。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 「取締役会規程」「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等をもとに、適切かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築します。
  - ② 経営上の重要事項については、経営会議の審議を経て、原則月1回開催される取締役会において執行決定を行います。
  - ③ 取締役会にて決定した経営計画に基づき、取締役会、経営会議、販売会議、生産会議等において、月次単位で業績管理を行います。
- (5) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役は当該使用人を任命し、その職務の補助を行える体制を構築します。
  - ② 任命を受けた当該使用人は、取締役から独立し、監査役の指示の下で業務を行います。
  - ③ 当該使用人の異動、懲戒等その他人事考課に関しては、監査役の事前の承認を要するものとします。

- ④ 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じるものとします。
- (6) 当社の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社の経営会議、販売会議、生産会議等及びリスク・コンプライアンス委員会に監査役が出席することで、付議又は報告事項について情報を共有します。
  - ② 当社の取締役及び使用人は、職務執行の状況、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役又は監査役会に直接又は関係部門を通じて報告するとともに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要事項についても、監査役と情報を共有します。
  - ③ 当社は、監査役又は監査役会に上記の報告を行った者に対し、「内部通報規程等」に基づき、報告をしたことを理由とする不利な取扱いを禁止します。
  - ④ 内部監査室は、監査実施状況を監査役又は監査役会に報告する体制を構築します。
- (7) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、代表取締役社長及び各取締役と定期的に意見交換を実施します。
  - ② 監査役は、会計監査人と円滑に連携できる体制を構築します。
  - ③ 監査役は、内部監査室と適時・適切に情報交換を行うとともに、連携して監査を行います。

#### 「財務報告に係る内部統制」

##### 基本方針

当社は、信頼性のある財務報告を重視し、透明かつ健全な企業経営を実践するため以下に基本方針を定めます。

##### (1) 信頼性のある財務報告の実現

当社は、財務諸表が一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、かつ企業の財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況がすべての重要な点において適正に表示されていることを確認することにより、信頼性のある財務報告を実現します。

##### (2) 信頼性のある財務報告を実現するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制システムを有効に構築することにより、信頼性のある財務報告を行うための体制を確立します。また、信頼性のある財務報告の作成に必要な知識及び倫理観を持った人材を確保・配置します。

##### (3) 適正な会計処理及び情報開示方針

当社は、一般に公正妥当と認められる会計基準、その他の法令を遵守し、経理規程等の関連規程の整備を行い、適正な会計処理を行います。また、財務報告の開示を適時的確に実施することにより、情報開示の透明性及び公平性を確保します。

#### (4)財務報告に係る内部統制の整備・運用・評価

当社は、「金融商品取引法」及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」の趣旨に基づいて、当社の財務報告に係る内部統制システムの整備・運用状況の評価を定期的を実施し、業務改善を継続的に行うとともに、適正な内部統制報告書を提出します。

#### 7.「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」

当社は、内部統制システムの整備と運用にあたって、当事業年度は、以下の事項に取り組んでおります。

##### (1)内部統制システム全般

内部監査室が全部門を対象に、内部統制システムの整備・運用状況を監査のうえ評価し、改善を促しております。

##### (2)リスク管理

各部門において業務上のリスク洗い出しを行い、業務プロセスの継続的改善を実施しております。当事業年度は、新型コロナウイルス感染症対策に当たって対策本部を設置し、感染予防対策の周知徹底と安全確保への対応を行っております。

##### (3)コンプライアンス

リスク・コンプライアンス委員会を当事業年度は11回開催し、法令遵守の徹底及び企業倫理の醸成を図っております。また、同委員会では就業規則違反、労務管理、内部通報等、社内のリスク情報を監視して対策・施策を検討審議しております。

また社内教育のためコンプライアンス研修として全社員を対象に、コンプライアンスに関するビデオ視聴、テキストの読み合わせを毎月実施しております。

##### (4)情報セキュリティ

情報セキュリティ管理委員会を当事業年度は2回開催し、各部門の情報セキュリティ委員によるセキュリティチェックの実施状況を監視しております。

##### (5)監査

常勤監査役は取締役の職務執行を監査する一方で、社外監査役とともに内部監査室、会計監査人と連携し、業務の適正を確保するため監査における情報を相互に共有しております。

以上

## 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	3,762,638	<b>流動負債</b>	3,785,345
現金及び預金	633,256	支払手形	829,317
受取手形	939,467	買掛金	302,565
売掛金	1,319,971	短期借入金	1,275,000
商品及び製品	584,140	1年内返済予定の長期借入金	366,632
仕掛品	14,573	未払金	456,907
原材料及び貯蔵品	203,178	未払費用	52,185
前渡金	12,611	未払法人税等	152,196
前払費用	70,750	前受金	51,132
その他	2,588	預り金	29,532
貸倒引当金	△ 17,900	賞与引当金	173,187
<b>固定資産</b>	3,321,765	製品保証引当金	17,900
<b>有形固定資産</b>	3,010,736	リース債務	3,664
建物	508,860	その他	75,125
構築物	22,942	<b>固定負債</b>	1,093,781
機械及び装置	373,232	長期借入金	680,000
車両運搬具	3,156	リース債務	7,462
工具、器具及び備品	54,376	繰延税金負債	309,013
土地	2,007,318	その他	97,306
リース資産	11,127	<b>負債合計</b>	4,879,127
建設仮勘定	29,721	(純資産の部)	
<b>無形固定資産</b>	64,339	<b>株主資本</b>	2,215,544
ソフトウェア	64,102	<b>資本金</b>	205,000
その他	237	<b>資本剰余金</b>	135,010
<b>投資その他の資産</b>	246,690	資本準備金	135,010
投資有価証券	76,307	<b>利益剰余金</b>	1,875,534
出資金	1,540	利益準備金	51,500
前払年金費用	11,001	その他利益剰余金	1,824,034
その他	157,841	特別償却準備金	44,949
		別途積立金	331,702
		繰越利益剰余金	1,447,382
		<b>評価・換算差額等</b>	△ 10,267
		その他有価証券評価差額金	△ 10,267
		<b>純資産合計</b>	2,205,276
<b>資産合計</b>	7,084,404	<b>負債・純資産合計</b>	7,084,404

## 損益計算書

(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,976,131
売 上 原 価		4,255,879
売 上 総 利 益		4,720,251
販売費及び一般管理費		4,015,464
営 業 利 益		704,787
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6	
受 取 配 当 金	2,813	
助 成 金 収 入	31,648	
為 替 差 益	513	
そ の 他	8,966	43,949
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	16,483	
そ の 他	2,044	18,528
経 常 利 益		730,208
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	628	
そ の 他	149	777
税 引 前 当 期 純 利 益		729,430
法人税、住民税及び事業税	205,133	
法 人 税 等 調 整 額	2,793	207,927
当 期 純 利 益		521,503

## 株主資本等変動計算書

(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								株 資 合 本 計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			利益 剰余金 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金				
					特別 償却 準備金	別 途 積立金	繰 越 利益 剰余金		
当期首残高	205,000	135,010	135,010	51,500	70,882	331,702	899,946	1,354,030	1,694,040
当期変動額									
当期純利益							521,503	521,503	521,503
特別償却準備金の取崩額					△ 25,932		25,932	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									-
当期変動額合計	-	-	-	-	△ 25,932	-	547,435	521,503	521,503
当期末残高	205,000	135,010	135,010	51,500	44,949	331,702	1,447,382	1,875,534	2,215,544

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 27,576	△ 27,576	1,666,464
当期変動額			
当期純利益			521,503
特別償却準備金の取崩額			-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	17,309	17,309	17,309
当期変動額合計	17,309	17,309	538,812
当期末残高	△ 10,267	△ 10,267	2,205,276

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品、原材料

総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～50年

機械及び装置 2～10年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率を基礎とした将来の貸倒損失の発生見込率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

###### 1 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

###### 2 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

##### (4) 製品保証引当金

将来の保証費用の支出に備えるため、過年度の保証実績に基づき発生見込額を計上しております。

#### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

##### (会計上の見積りに関する注記)

#### 1. 繰延税金資産の回収可能性

##### (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、計算書類「(税効果会計に関する注記)」の1.に記載の金額と同一であります。

##### (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っ

ております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、当社では、新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済や生活行動等に広範な影響を与える事象であり、1年程度その影響が続くものと仮定をしております。当該仮定に基づき、繰延税金資産の計上にあたっては、将来の課税所得の見積りを行い回収可能性の判断を行っております。

(表示方法の変更に関する注記)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

土地	1,608,927 千円
建物	248,978 千円
合計	1,857,906 千円

担保付債務は、次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	26,632 千円
---------------	-----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,294,954 千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,292,820 株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

土地評価損	260,934千円
賞与引当金	52,752
長期未払金	29,639
ソフトウェア仮勘定	20,083
その他	54,366

繰延税金資産小計 417,776

評価性引当額 △314,060

繰延税金資産合計 103,716

繰延税金負債

土地評価差額	△393,040
特別償却準備金	△19,689

繰延税金負債合計 △412,729

繰延税金資産（負債）の純額 △309,013

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金繰計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金及び未払金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後4年あります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については販売管理規程に従い、各事業部門における営業事務担当が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングして所属長へ報告し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利などの変動リスク）の管理

外貨建ての営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めたデリバティブ取引管理規程に従い、財務課長が決裁担当者の承認を得て行っております。月次の取引実績は、経営会議に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき財務課長が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	633,256	633,256	-
(2) 受取手形	939,467	939,467	-
(3) 売掛金	1,319,971	1,319,971	-
(4) 投資有価証券	69,103	69,103	-
資産計	2,961,798	2,961,798	-
(1) 支払手形	829,317	829,317	-
(2) 買掛金	302,565	302,565	-
(3) 短期借入金	1,275,000	1,275,000	-
(4) 未払金	456,907	456,907	-
(5) 未払法人税等	152,196	152,196	-
(6) 長期借入金	1,046,632	1,045,313	△1,318
負債計	4,062,617	4,061,299	△1,318

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

### 負債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

なお、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	7,204 千円

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができ

ず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	669.72円
2. 1株当たり当期純利益	161.39円
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	158.38円

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2021年6月23日に東京証券取引所市場第二部への上場を予定しております。上場にあたり、2021年5月20日開催の取締役会において、以下のとおり公募による新株式の発行の決議をいたしました。

(1) 募集株式の種類及び数	当社普通株式 860,000株
(2) 募集株式の払込金額	未定(2021年6月3日の取締役会で決定する。)
(3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、2021年6月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社法計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
(4) 募集方法	発行価格での一般募集とし、野村証券株式会社、ひろぎん証券株式会社、みずほ証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、東洋証券株式会社及び株式会社SBI証券を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。 引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
(5) 発行価格	未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2021年6月14日に決定する。)
(6) 申込期間	2021年6月15日(火)から6月18日(金)まで
(7) 申込株数単位	100株
(8) 払込期日	2021年6月22日(火)
(9) 株式引渡期日	2021年6月23日(水)
(10) 資金の用途	全額を設備資金に充当する予定であります。具体的には、八千代第一工場の建物の新設及び増改築として全額を2023年3月期に充当する予定であります。

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

ドリームベッド株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
広島事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 尾崎更三 (印)  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 前田貴史 (印)

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ドリームベッド株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年5月20日開催の取締役会において新株式の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、内部監査室の監査報告を基に本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認めら

れません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されている通り、当社は、2021年6月23日に予定している東京証券取引所市場第二部への上場にあたり、2021年5月20日開催の取締役会において、公募による新株式の発行を決議しております。

2021年6月3日

ドリームベッド株式会社 監査役会

常勤監査役 加藤久明 印

社外監査役 竹本隆亮 印

社外監査役 福田浩 印